

子ども・子育て新制度の概要

(1)子ども・子育て新制度とは

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度を『子ども・子育て新制度』と呼んでいます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月 施行(新制度スタート)

(参考)

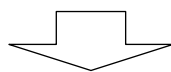
	概要	主な内容
子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの規定。 (子ども・子育て新制度の中心となる法律)	①子ども・子育て支援給付 ◆児童手当 ◆教育・保育給付(認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設) ②※1 特定教育・保育施設、※2 特定地域型保育事業者にかかる規定 ③市町村の地域子ども・子育て支援事業の実施 ④市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定 ⑤市町村の子ども・子育て会議設置の努力義務
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的な位置づけをもたせる。(二重行政の解消)	①法の目的規定改正(幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記) ②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実 ③幼保連携型認定こども園の認可等の改正(設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人。※株式会社等の参入は不可)
関係法の整備法	上記2法に伴い、関係法律の規定の整備を行う。	①児童福祉法など所要の改正 ②国の所管等に関する所要の改正

※1 特定教育・保育施設とは、施設型給付費が支給される事業、及びそれを提供する施設(幼稚園、保育所、認定子ども園)のことをいう。

※2 特定地域型保育事業者とは、地域型保育給付費が支給される事業、及びそれを提供する事業者のことをいう。

(2)子ども・子育て新制度の目的

新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的にした取り組みです。



課題：親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれています。

新制度：質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供（認定こども園の普及）

「認定こども園」の設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより普及を図ります。

（認定こども園の主なメリット）

- 保護者が働いているいないにかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変化しても継続して利用できます。
- 地域の子育て世帯のために「子育て相談」「子育て広場」などの子育て支援を実施します。

課題：核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しています。

新制度：地域のニーズにあわせた子育て支援の一層の充実

すべての家庭を対象にした多様な子育て支援を充実させるため、国が財政支援を強化します。

（子育て支援の例）

- 子育て広場の設置数の増加
- 一時預かりの実施場所や受け入れ人数の増加
- 放課後児童クラブの増加（対象を小学校6年生まで拡大）

課題：都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在します。一方で、子どもの減少による保育所の統廃合などで、遠くの施設の利用や利用を断念する実態があります。（近くに保育の場がなくなった）。

新制度：待機児童解消のため、保育の受け入れ人数を増やす（保育の量的拡大）

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備します。また、少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育（地域型保育給付の創設）により、受け入れられる子どもの人数を増やして待機児童の解消を計画的に進めます。

新制度：子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する（保育の量的拡大）

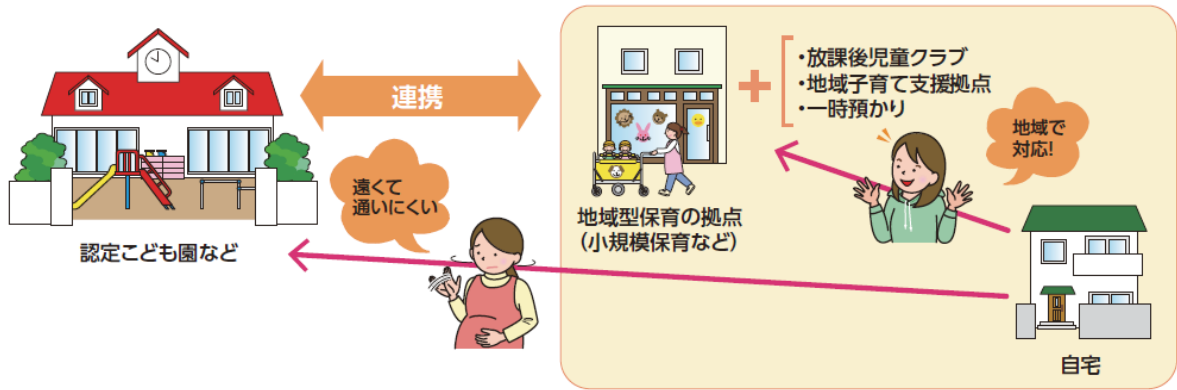
子どもが減少している地域において、地域型保育給付の創設による少人数保育の安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保します。また、地域型保育の拠点は認定こども園などと連携して保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどとの併設により、地域の多様な保育ニーズに対応します。

<実施主体と財源>

新制度は住民に最も身近な市町村が、地域ニーズを把握し、地域に応じた子育て支援環境の充実・整備を計画的に進めます。

この取組の財源は、消費税率引き上げ（10%）による増収分のうち、7,000億円程度が充てられる予定です。

■地域での保育充実のイメージ(保育の量的拡大)(出典:内閣府パンフレット)



(3)子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

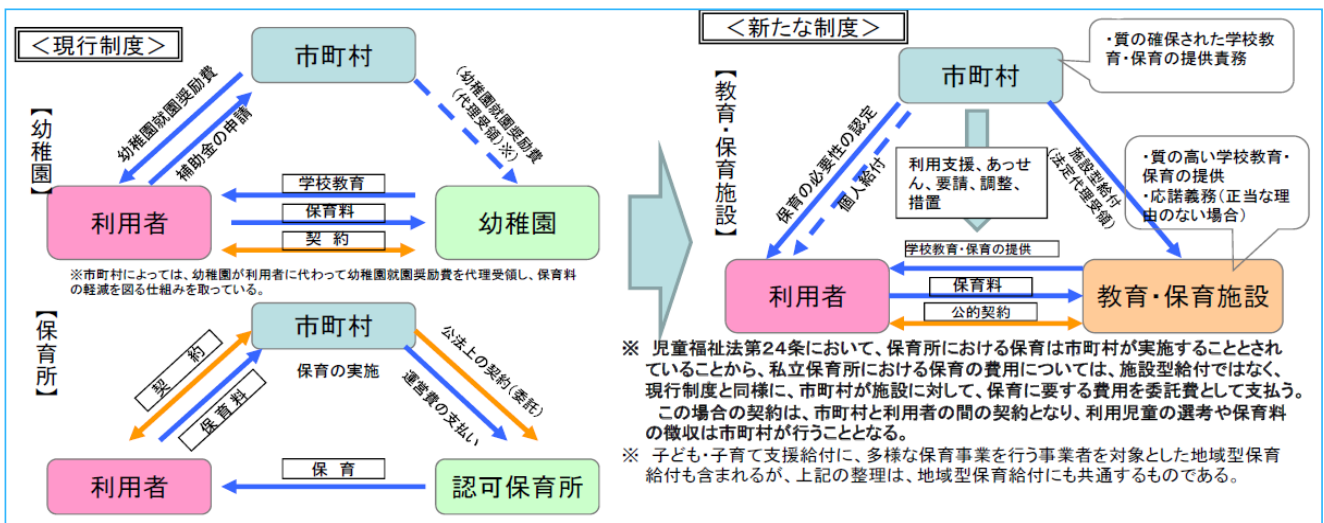
子ども・子育て支援法に基づき、市町村が実施する「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」は次のとおり。

①子ども・子育て支援給付(ア 施設型給付、イ 地域型保育給付、ウ 児童手当)

(ア) 施設型給付

幼稚園	保育所	認定こども園
施設型給付(私立保育所は委託費)		
<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行います。 ● 支給認定を受け、施設を利用すると施設型給付が支払われます。 ● 施設は、保護者に支払われる施設型給付を法定代理受領します。 ● 保護者は、施設に利用者負担額を支払います。(私立保育所は市町村で徴収) 		

(利用手続き)

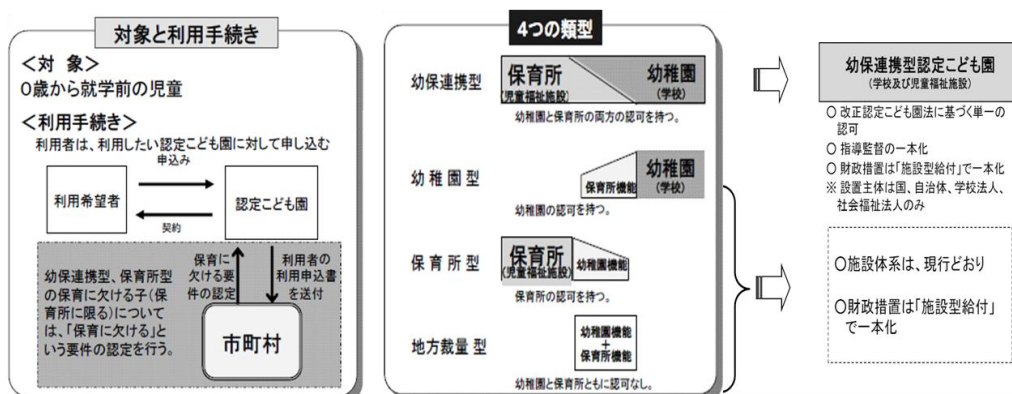


(幼稚園、保育所、認定こども園の違い)

区分	幼稚園	保育所
施設の性格	学校	児童福祉施設
根拠法	学校教育法第22条	児童福祉法第39条
目的	幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する	日々の保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育する
対象児童	満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける乳幼児
開設日数	39週以上(春夏冬休みあり)	約300日
保育時間	4時間を標準 (預かり保育の実施もある)	8時間を原則 (延長保育、夜間保育の実施もある)
保育・教育内容	幼稚園教育要領(文部科学省告示)	保育所保育指針(厚生労働省告示)
保育料(利用者負担)	設置者(自治体、学校法人等)が設定	家庭の所得(課税状況)により、市町村で設定

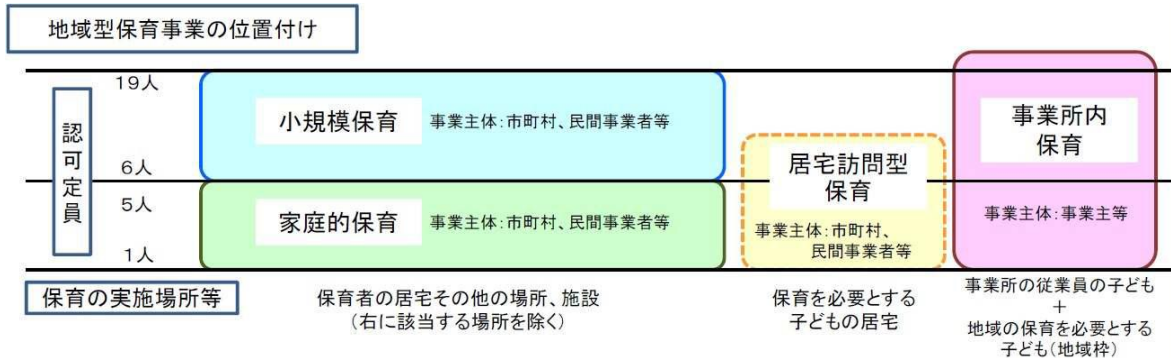
区分	幼保連携型認定こども園	幼保連携型以外の認定こども園 (幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
施設の性格	学校と児童福祉施設の性格を併有	左記に準ずる
根拠法	改正認定こども園法第9条	改正認定こども園法第3条
目的	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育と、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する	左記に準ずる
対象児童	0歳～満3歳未満の保育に欠ける乳幼児、満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける乳幼児、満3歳～就学前の幼児 (施設類型により異なる)
開設日数	約300日	約300日(施設類型により異なる)
保育時間	4時間利用、8時間利用にも対応	4時間利用、8時間利用にも対応 (施設類型により異なる)
保育・教育内容	幼保連携型認定こども園保育要領(国で検討中)	左記に準ずる
保育料(利用者負担)	利用形態により、設置者(自治体、学校法人、社会福祉法人)が設定	利用形態により、設置者が設定

(認定こども園の類型)



(イ) 地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
●	市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行います。
●	支給認定を受け、施設を利用すると地域型保育給付が支払われます。
●	施設は、保護者に支払われる地域型保育給付を法定代理受領します。
●	保護者は、施設に利用者負担額を支払います。(保育所は市町村で徴収)



(ウ) 児童手当

現行の児童手当法に基づくもの

②地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）

地域の子ども・子育て家庭等を対象とする事業で、次の事業（法定 13 事業）の中から、市町村が地域の実情に応じて実施します。

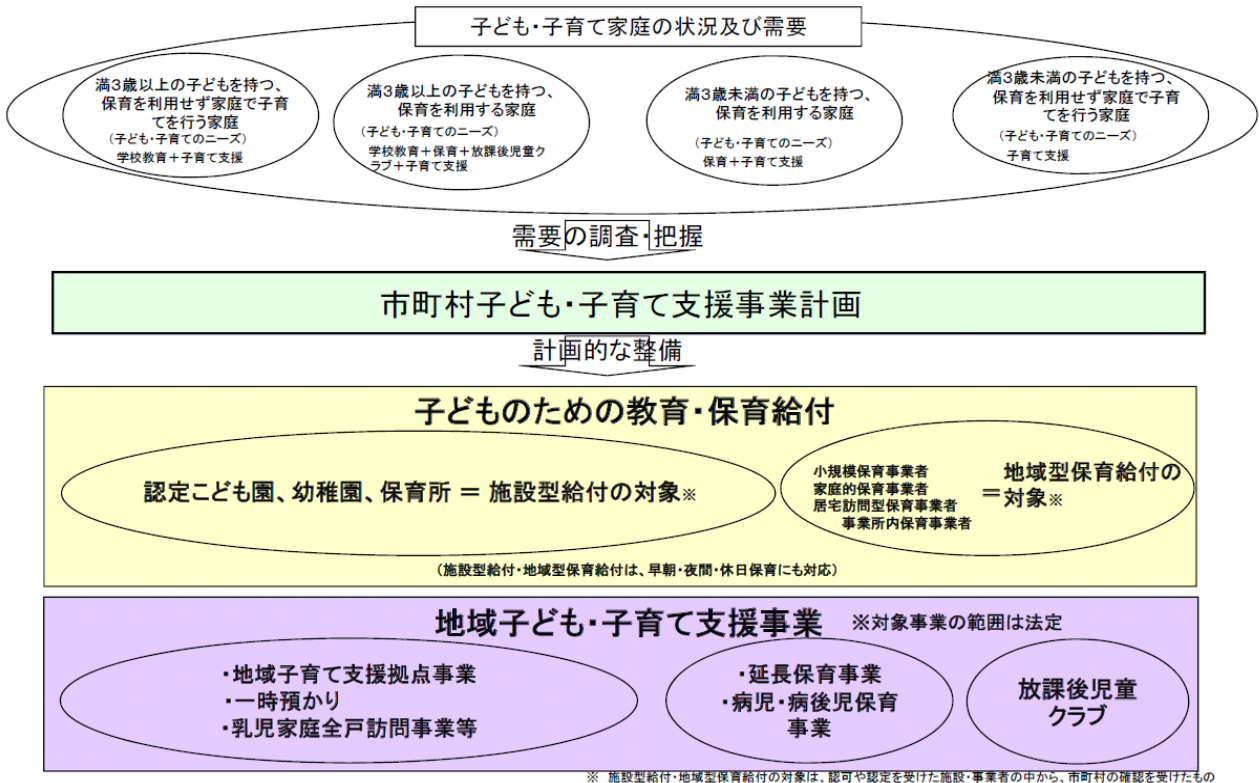
- ①【新規】利用者支援(子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等。事例として、横浜市の保育コンシェルジュ、松戸市の子育て支援コーディネーターなどがあります。)
- ②地域子育て支援拠点事業(公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施)
- ③妊婦健康診査(妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業)
- ④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業(養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業)
- ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業)
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業)
- ⑧一時預かり事業(家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業)
- ⑨時間外保育事業(延長保育・休日保育)
- ⑩病児保育事業(病後児保育。保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業)
- ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業)

⑫【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

⑬【新規】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(4)子ども・子育て支援事業計画の全体像

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画の全体像は次のとおり。



【市町村子ども・子育て支援事業計画 記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

必須記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域の設定(第2項第1号) ● 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1号) ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第2号) ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容(第2項第3号)
任意記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保(第3項第1号) ● 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携(第3項第2号) ● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)

(参考)関連条例

- 計画策定と並行して、市町村は新制度の実施にかかわる関連条例等を整備する必要があります。

- これらは地域主権改革に伴う「法令による義務付け・枠付けの見直し」と同じ枠組みであり、市町村は国が定める「従うべき基準」「参酌基準」などをもとに、施設の設置や事業の運営に関する基準を条例で定めます。(注:「参酌基準」については、国の基準に必ずしも従う必要はなく、国の基準を準用する場合も説明責任が求められる。)

- 条例事項とされているのは、【市町村が認可する地域型保育事業の認可基準】、【放課後児童健全育成事業の設備運営基準】、【都道府県が認可し、市町村が「確認」して給付を実施する際の施設・地域型保育事業の運営基準】など。これらの基準は、確認・申請受付など実際の実務を始める際にその前提となるものです。

出典:内閣府資料(平成 24 年 11 月 29 日「自治体説明会における主な質疑について」参考資料1)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/h241129/ref1.pdf>